

## 令和7年度第16回小平市選挙管理委員会 会議録

開催日時 令和8年1月9日(月) 午前9時から  
場 所 健康センター4階視聴覚室  
出席委員 永田 政弘、山岸 真知子、長谷川 晶子、若林 克俊  
事務局 越智 亮輔、小嶋 崇史

### 議事日程

#### 1 議決事項

- (1) 議案第52号 選挙人名簿の登録の抹消について
- (2) 議案第53号 在外選挙人名簿の登録及び登録の抹消について

#### 2 その他

- (1) 公共施設の統廃合に伴う投票区の見直しについて

午前9時開会

#### ○委員長

ただいまから、選挙管理委員会を開会いたします。

お諮りいたします。本日の議事につきましては、お手元に配付した議事日程のとおり進めることに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

#### ○委員長

御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、日程1 議決事項の(1) 議案第52号 選挙人名簿の登録の抹消についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

#### ○事務局

議案第52号 選挙人名簿の登録の抹消について御説明を申し上げます。

今回は、定時登録月ではありませんので、抹消のみでございます。

本案は公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿から821人を抹消するもので、2枚目に内訳がございます。

前回 令和7年12月1日現在の登録者数は、161,745人ございました。

抹消者数は、死亡者が201人、転出4か月経過等620人の合計821人でございます。令和8年1月1日現在では160,924人となります。

なお、記載事項変更により、男性が1人減、女性が1人増となっております。

更に3枚目に投票区別の登録者内訳がございます。

登録者が最大の投票区は、第23投票区の花小金井南中学校体育館の9,423人で、7千人を超える投票区が5か所、第11投票区 四小、第12投票区 十小、第14投票区 三小、第20投票区 七小、第22投票区 鈴木地域センターでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○委員長

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。

「なし」の声あり

#### ○委員長

それでは、採決いたします。

議案第52号 選挙人名簿の登録の抹消について、この議案に同意することに御賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

#### ○委員長

挙手、全員。したがって、この議案は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、日程1 議決事項の(2) 議案第53号 在外選挙人名簿の登録及び登録の抹消についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

#### ○事務局

議案第53号 在外選挙人名簿の登録及び登録の抹消について説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法第30条の6「在外選挙人名簿の登録」の規定により在外選挙人名簿に2人を登録し、同法第30条の11「在外選挙人名簿の登録の抹消」の規定により2人を登録から抹消するものでございます。

2枚目に内訳がございます。

海外転出による登録者は2人、抹消者は日本国籍喪失による登録の抹消者が1人、国内に転入し住民票作成後4か月を経過した登録の抹消者が1人ですので、差引で0人となります。令和8年1月9日現在の登録者数は、266人のままでございます。

更に3枚目に、国別一覧がございます。今回新たに登録された2人の在留先国は、国別一覧のN04のタイ王国、N024のポーランド共和国でございます。

抹消者の2人の在留先国は、N05の大韓民国、N021のフランス共和国でございます。

在外選挙人名簿全体の登録者266人の主な在留先国別内訳は、アメリカ合衆国の84人を筆頭にこれまで通りではございますが、オーストラリア連邦、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、英国の順となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。

「なし」の声あり

○委員長

それでは、採決いたします。

議案第53号 在外選挙人名簿の登録及び登録の抹消について、この議案に同意することに御賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

○委員長

挙手、全員。したがって、この議案は可決すべきものと決定いたしました。以上で本日の議決事項は全て終了いたしました。

続きまして 議事日程2 その他に入ります。

公共施設の統廃合に伴う投票区の見直しについてを議題といたします。この内容は、これまで時間をかけて研究を重ねてきた内容ですが、ここで、正式に委員会で取り扱うこととしたものです。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局

お手元に配布してある委員会資料をご覧ください。

公共施設の統廃合に伴う投票区の見直しについてでございます。今後、市が進める公共施設の統廃合に伴いまして投票所の変更や投票区域の見直しが必要となっております。すでに昨年度末に第25投票所である市立花小金井保育園が閉園され、昨年4月から7月の選挙を最後に、その後は代替となる投票所を検討する旨を決定しておりまして、令和9年4月の市議会議員選挙や、衆議院の早期解散の可能性も含め、今後の見直し検討を進める必要がございます。

1、統廃合のスケジュールでございます。別紙をご覧ください。スケジュール表でございます。上から順にご説明いたします。

1番目といたしまして第25投票区の旧花小金井保育園でございます。こちらは廃園に伴い

投票所の変更が必要になっております。すでに閉園しておりますので、速やかに決めていく必要があるものでございます。

次に、2段目の第6投票区ではBS跡地でマンション建設がございまして、こちらは地理的状况から区域の検討が必要であるということで、2番目に入れております。令和8年度の後半に引き渡し予定となっておりますので、変更する場合は市議会議員選挙の前までに行うべきところでございます。

次に、3段目の第5投票区の西部地域センターでございます。こちら先ほどと同時期に解体が予定されており、その機能が小川駅西口の再開発ビルに移転します。

次に、4段目は、第10投票区と第16投票区でございます。健康センターの周りにある公共施設が解体され、施設が集約される関係で、中央公民館が投票所ですので、新たな投票所を検討していく必要がございます。時期的にはもう少し先になりますので、スケジュールが後倒しになる可能性もございますので、今回の検討に含めるのは難しいと考えておりますが、変更する場合には、投票所の変更とともに区域の変更も必要であろうと、現段階では考えております。

次に、5段目の第26投票区でございます。こちらは小平第十一小学校が複合施設となる市が進める統廃合の事業でございます。周辺の地域センター等を十一小の方に複合施設として統合されますので、その辺の影響があるかどうかを検討する必要があるかと考えております。

最後に小川西町地域センターでございます。こちらは小平第十三小学校の複合施設化によりまして、小川西町地域センターが集約される予定で、こちら少し先の予定となります。

A4の資料にお戻りください。

2、**見直し方針（案）**でございます。今後の人口減少の状況でありますとか、西部市民センターの機能移転に伴い期日前投票所をどこにするか、その状況等を踏まえ、また公共施設の統廃合の進捗も見ながら、最小限の変更で対処的に進めていくという方針を案としてございます。

注意点としまして、投票所等の変更後に再度変更とならないこと、これは選挙人の混乱につながってしまうというので、過去の経験を生かして、このような進め方といたしました。

また、今後様々な検討事項が続いていくことから、変更内容は極力小さくして私共の事務局もそうですし、選挙人の混乱を防ぎながら進めていくものでございます。

3、今回変更すべき箇所等（案）でございます。先ほどの時間軸で申し上げますと（1）から（3）、第25投票区の旧花小金井保育園、こちらの投票所は速やかに変更すべき必要があること、西部市民センターも近々なくなっていくので期日前投票所の場所を考える必要があります。また、第9投票区につきましては、今後新たな居住者が入ってきますので、この方々を受け入れていく必要があることから、この3つの区域に絞って今回検討を進めていくべきと考えております。

4の進め方（案）でございます。上記の変更すべき箇所のうち、（1）第25投票区につきましては、衆議院の早期解散の可能性もメディアでの報道でありますことから、いずれにしても

変更していかなければいけないことですので、(2)、(3)と分けて早期に進めさせていただきたいと考えております。(1)につきましては、変更期日を令和8年6月1日とし、解散時期はわかりませんが、通常国会が令和8年6月20日前後に閉会しますと、その後に解散というのが確率的には高いのではないかと、また、その後の夏、冬に向けての急な選挙に対しても対応できますので、ここをまずは変更させていただきます。

(2)の西部市民センターについては今後、施設に関する条例改正がありますので、そこで正式な決定となります。期日としましてはもう少し後の期日で、再開ビルが稼働できる状態になったところで、変更という形をとらせていただきたいと思います。当然検討の方はその前の段階で行うというスケジュール感でございます。

(3)の第9投票区につきましても、状況が確定したところで次のステップに進みたいと考えております。

裏面をご覧ください。今後の予定(案)でございます。今回変更する3か所の(案)で、この進め方ですとスケジュール的に少し厳しいところがありますが、令和8年1月には今回、検討方針を決定していただき、次に変更内容を確認、その後、1月中には市長部局に情報提供を行っていきたいと考えております。

2月には、上旬に市議会各会派に説明をさせていただき、その状況を確認しつつ、3月の定例会におきまして選挙管理委員会の議決をいただければと存じます。

その後、決定したことを幹事長会議に報告しまして、6月には変更しましたという告示をします。市民周知のタイミングにつきましては、解散報道の状況によりまして、タイミングを見計らっていきたいと考えております。

二つ目の変更につきましては、令和8年6月以降に改めて選挙管理委員会の議決等をいただきまして庁内報告、市議会報告、市民周知という流れでございます。

今回は方針とともに、このような進め方でやっていければと考えております。

以上でございます。

#### ○委員長

事務局の説明は終わりましたので、質疑に入ります。

#### ○委員

今までも議論をしまいいりましたので、全体的にはこの方向でいいと思います。

これからの衆議院議員選挙も想定した中で準備を進めているとのことですが、衆議院議員選挙は投票率が高くなることも想定されることです。

細かいところになりますが、昨今の期日前投票の増加の傾向をみると、今健康センターで行っている期日前投票の警備体制についてですが、今後更に駐車場の台数が少ないということだけでなく、やはり危険性が伴うのではないかと。もっと一般の方が殺到するということを緊張感をもって想定すべきだと思っております。

なるべく投票所等を変更しないことは良いことではありますが、今の中央エリアの工事の状況を考えると、この工事が終わるまでの間は、健康センターでやっていた期日前投票も思い切って西部市民センターや東部市民センターの方にもう少し日程を長くとって振り分けるような方法が必要なのではないかと思えます。これから各会派への説明の中でも、こういうご意見が出るのではないかと思えますが、その点についてはどう考えていますか。

#### ○事務局

中央エリアの工事ですが、危険性があるというのは承知しております。選挙に限らず、日々の市の事業においても満車になるなど同じ状況でございまして、市長部局とも調整をしております。その中で、できるかぎり公共交通機関をご利用いただく、どうしても自家用車を使用する方は周辺の市役所、公民館の駐車場を使っただくことで最低限のスペースは確保していくことを方針としてございます。その中で特別な措置を行うことは他の事業へも影響を及ぼすものでございます。

東西への振り分けの件でございしますが、これまでの期日前投票の人数からしますと、健康センターでは特に最終3日間が非常に混雑する状況で、場所の認知度が非常に高いものと考えておりまして、東西の期日前期間を伸ばすことで簡単に東西への振り分けにつながるかは少し疑問が残ります。

対応としましては、普段からの危険性と同様に、日ごろから公共工事の方の誘導も気を付けて行うことを指示していくことと、私共の方でも期日前投票のときは、こちらの警備員もたくさん立てて、安全な誘導に気をつけてもらうことでの対応を考えております。

また、東西での分担は、それぞれの対応能力も求められてまいります。健康センターには特殊な方も結構いらっしゃると思いますので、特殊事例を外で受けるというのは結構リスクがあるなど感じております。

#### ○委員長

他にございますか。

「なし」の声あり

#### ○永田委員長

それでは採決いたします。

公共施設の統廃合に伴う投票区の見直しについて、事務局の（案）で進めることに御賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

○永田委員長

挙手、全員。したがって、この案で見直しをしていくことと決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、選挙管理委員会を閉会いたします。

午前9時26分閉会